

令和3年5月臨時会

総務政策常任委員会会議録

令和3年5月25日

場 所 第2委員会室

令和3年5月25日(火曜日)

午前10時29分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第2号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

出席委員(8人)

委員 長	西村 賢
副委員 長	安田 厚生
委員	星原 透
委員	中野 一則
委員	外山 衛
委員	田口 雄二
委員	井上 紀代子
委員	囗 師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	松浦 直康
総合政策部次長 (政策推進担当)	内野 浩一朗
総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	矢野 慶子
総合政策課長	大東 収
総合交通課長	高橋 智彦
国民文化祭・障害者 芸術文化祭課長	坂元 修一

総務部

総務部長	吉村 久人
総務部次長 (総務・市町村担当)	棧 亮介
総務部次長 (財務担当)	渡久山 武志
総務課長	佐藤 彰宣
財政課長	石田 渉

事務局職員出席者

議事課主査	増本 雄一
議事課主事	山本 聡

○西村委員長 それでは、ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本委員会に付託されました議案について、部長の説明を求めます。

○松浦総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、今議会に提案をさせていただいております議案の総合政策部に係る部分につきまして概要を御説明いたします。その後、担当課長から予算の内容である事業の中身につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料をお開きいただきまして、1ページを御覧ください。

議案第1号の令和3年度5月補正予算案でございます。

5億8,546万9,000円の増額補正をお願いしております。これは新型コロナの感染症対策として今後、国文祭などで県外との往来がある際のPCR検査体制を構築いたしますとともに、その費用の一部を支援するものでございます。

一般会計の表の一番下の計の欄を御覧ください。

補正後の額は右端のほうであります。総額で191億1,574万3,000円となります。

私からは以上でございますが、事業の内容につきまして、担当課長から御説明いたします。どうぞよろしくお願いたします。

○大東総合政策課長 それでは、総合政策課の補正予算(案)について御説明いたします。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

新規事業、県境往来者PCR検査支援事業であります。

まず、1の事業の目的・背景でございます。

7月に国民文化祭・全国障害者芸術文化祭が開催し、今後、県境をまたいだ人の動きが増加する見込みでありますので、PCR検査を受けやすい環境を整備することで、来県する出演者をはじめ、仕事や帰省で移動する県民など、県外との往来が必要な方々の安全、安心の向上を図るものであります。

次に、2の事業の概要についてでございます。予算額が5億8,546万9,000円、財源は全額国庫で、本年度の単年度事業としております。

事業内容といたしましては、下の図を御覧ください。

まず、支援の内容とありますが、①にありますように国文祭・芸文祭の参加者などは検査費用を全額補助といたしますほか、②にありますように、公共交通機関を使って往来する方についても全額補助、それ以外の車移動などの方は

2分の1の補助とすることとしております。

これは、一定時間不特定多数の方と利用することとなります公共交通機関利用時の受検を促すとともに、さらに安心感を高めるために補助率を上乗せをするものでございます。

事業の流れといたしましては、その下の事業スキームという図がありますけれども、基本的には利用者は申込みシステムを介して事前に申込みを行いまして、郵送されます検査キットにより検体を検査機関に返送し、来県前に検査結果の連絡を受けるということで考えております。

ただし、航空機利用の場合は、羽田空港に設置されております空港PCR検査センターで現地検査を受け、翌日に検査結果を受け取ることができるというものであります。

なお、宮崎から東京などへ短期間の出張した方などの場合は、帰県した後から検体をこの検査機関に送る流れになると考えております。

また、これらの検査受付窓口などの設置費用についても、予算を計上しているところでございます。

3の事業の効果でございます。国民文化祭・全国障害者芸術文化祭の出演者等に安心して来県していただき、また、県民も安心して受入れることができるとともに、県外からの帰省客や県外との往来が必要な県民の方々の安心・安全が確保されるものと考えております。

説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○星原委員 今、説明をいただいたところなんです。この検査費用というのは、1人当たり幾らぐらいを想定しているんですか。

○大東総合政策課長 空港でのPCR検査センターにつきましては、検査料が1人3,000円と

なっております、郵送の場合は、これはどういった検査機関にお願いするかによりますけれども、今のところ1万円で予算を計上しております。

○星原委員 今、説明をいただいたんですが、その程度で大丈夫なのですね、無料でという範囲は。

○大東総合政策課長 はい、検査料としてはその額で受けられますので、大丈夫だと思います。

○星原委員 とすると、公共交通機関以外が2分の1という部分は、この半分でということではないんですね。

○大東総合政策課長 はい、そのように考えております。

○星原委員 この5億8,546万9,000円で大体見込まれる人数分は足りるという計算になっているわけですね。

○大東総合政策課長 この予算額の積算に当たりまして、基本的には国文祭・芸文祭への参加者の方々に、県外から来られる方々の人数、あとは帰省客の方々の人数を積み上げて、確実に需要が見込まれる人数ということで積算をしております。

ただし、観光客の方とかが、どの程度受検されるかというのは、若干未知数なところがございまして、非常に多いということになれば、また新たな対応が必要になってくると思います。

○星原委員 今回この補正で、この数字が上がってきたんですけれども、6月議会でなくてここで上げた意味が何かあるんですか。

○大東総合政策課長 7月の初めから国文祭がスタートいたしますし、その際から往来が増えるということもございまして、それに間に合うような形で今回の提案とさせていただきますし

た。

○星原委員 ありがとうございます。

○外山委員 この委託先はどういうところを想定していますか。

○大東総合政策課長 いろいろな業者が検査機関としてはございます。例えば県内で言いますと、今読売ジャイアンツの検査をやっているところもございまして、ここはコンペという形で公募して委託先を決定したいと考えております。

○外山委員 これから公募して、決定するわけですね。

もう一点だけいいですかね。2の(4)の無料または低額というのはどういう意味だろうか、低額というのは。

○大東総合政策課長 全額補助の方は無料となりますし、車移動とかの方は半額ということで低額という表現にしております。

○外山委員 分かりました、結構です。

○図師委員 事業内容、それと効果のところにあるんですが、国文祭・芸文祭の出演者以外の方も、例えば何月何日から空港、フェリー、JR等利用される方が全部対象となるのでしょうか。

○大東総合政策課長 チケットを確保されて、事前に申込みをされれば、全ての方が検査の対象ということになります。

○図師委員 何月何日からの方が。

○大東総合政策課長 スタート時期は、願います先との関係もありますので、正確にはまだ申し上げられませんが、国文祭に間に合うような形で事業を整え次第、スタートさせたいと考えております。

○図師委員 国文祭・芸文祭の出演者の方は、県内の方ももちろん対象になると思うんですが、

それらの方々もやはりウェブサイトでの申込みが必要で、そのウェブサイトに応じ込むスキームを市町村へどのように伝えていくのか教えてください。

○大東総合政策課長 今回の事業につきましては、県外からみえられる方を対象としておりますので、県内の方は対象とならないと考えております。

○図師委員 このPCR検査の支援事業は、私は入り口だと思っていて、ここからつながる陽性者が出た場合どうするか。また、今言われた県外の方が検査対象であれば、その収容施設については、県外の方も収容できる病院が何床ぐらいあって、収容施設が何部屋ぐらい確保できているのか。

ここからつながる全体の対策というのは、部局をまたいで協議が始まっているのでしょうか。

○大東総合政策課長 まず、県外から来られる際に陽性が判明した場合、航空機の場合は搭乗できないので、例えば東京ですとか、そういったところでの陽性者の対応ということになってまいります。

来られた後に陽性が判明するとなった場合は、本県の陽性者に対するスキームに沿って、最寄りのドクターなり保健所での対応といった流れになってまいります。

ただ、国文祭の参加者について、どの程度の対応となるかということにつきましては、今後、国文祭やっていく中で十分に検討してまいりたいと考えております。

○図師委員 了解です。

○星原委員 もう一点だけ教えていただきたいんですが、今ワクチン接種が始まっていますが、ワクチン接種2回まで終えた人は、何かそういう証明書を出すことでPCR検査しなくていい

のか、それとも全て検査しようと考えているのか、その辺はどういう考えなんですか。

○大東総合政策課長 今のワクチンを受けた方につきましては、基本的には陽性反応といったものはないであろうと言われているようでございますので、この検査を受ける必要性はないと思います。ただ、ワクチンを打ったからといって陽性にならないというわけではございませんので、御本人の判断ということになりますけれども、検査を受けていただくことは、それはもう否定するものではございません。

○田口委員 先ほどの話では、県外から来る人だけということでしたけれども、県内の出演者に対しては何もしないということなんですか。

○大東総合政策課長 この事業での対応ということに関して申し上げますと、県内の出演者に対してPCR検査を事前に全員に行うということは考えておりません。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国文祭・芸文祭の県内の方々をどうするかという問題は当然あると思うんですけれども、当然県内で実施されるイベントにつきましては、これは国文祭・芸文祭だけではなくて、例えばスポーツ大会も含めていろんなイベントがあるかと思うんです。そういったイベントに参加される方がいる中で、国文祭・芸文祭に参加する県内の方に限ってPCR検査というのは、なかなか公平性を考えても難しいところはあるのかなと思っております。

私たちは、この国文祭・芸文祭を開催するに当たって、基本的に考えていることは、政府の基本的対処方針あるいは業種別ガイドラインののっとり感染防止対策を徹底するというのを考えておまして、昨年度、私ども一部先行して先駆けプログラムという形で34の事業を実

施してきたんですけれども、これも基本的対処方針、業種別ガイドラインにのっとって、そのルールの中でやってまいりました。県内だからかなり多くの参加者がありましたけれども、感染者を発生させることなく無事に開催することができております。

今回の事業、県外からの参加者ということにしておりますけれども、そういったことを含めて安心をしてもらえる環境をつくって行って、併せて業種別ガイドライン、感染防止対策を徹底をして、安心・安全な大会運営を図っていきたいと思っております。

○田口委員 今コロナがだんだん下火にはなってきていますけれども、これで完全に終わるということはなかなか考えられませんし、先ほど知事も第5波も考えられるというようなことを話しておりました。仮に今後、増えた場合には延期というのもあり得ないですよ。次は和歌山県ですぐに開催されますし。

延期があるのかなのか、そのときは延期せずに中止していくことになるのか、それも含めて観客等はどのように考えているのか、そこを教えてください。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 新型コロナウイルスの感染状況に応じて、警報レベルごとにそれぞれのイベント開催の可否を判断する基本的な考え方を整理しております。

例えば、私どもの予定しているイベントの中で、周遊型の旅行企画であるとか、屋内イベント、こういったものは当然緊急事態宣言が発令されるレベル4の場合になれば中止ということになると思っておりますし、屋内を使用するイベントも、レベル4になれば会場が閉鎖される可能性がかなり高いですので、そういった場合も中止することになるのかなと思っております。

会場の収容率なんですけれども、これは政府の基本的対処方針とか業種別ガイドラインにのっとれば、現状でも収容率100%というのは可能になっております。

ただ、やっぱり安心・安全の大会を求める参加者の心理面というところを考慮しました場合、私どもの県の主催事業については、当面は50%でやっていきたいと思っております。

ただ、大会期間が非常に長くて107日間ありますので、例えば後半部分、9月、10月、この頃にある程度感染状況が落ち着いていけば、場合によっては100%入れていくことも可能なのかなと。その辺は感染状況を見ながら対応していきたいと考えております。

○田口委員 分かりました。事務方の皆さんももう何年にもわたって準備をしてきているんでしょうし、出演者の皆さんも一生懸命に練習してきましたりしていますので、ぜひ実現することを願いながら私の質問を終わります。

○西村委員長 ほかに。関連でもよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時51分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 総務部です、よろしくお願いたします。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料をおめくりいただきまして、左側の目次を御覧ください。

まず、1の予算議案につきましては、令和3年度5月補正予算案の概要につきまして後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、「専決処分の承認を求めることについて」、1件を提出しております。

それでは、右側1ページを御覧ください。

令和3年度5月補正予算案の概要でございます。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は、2件ございます。

はじめに、議案第1号「令和3年度一般会計補正予算(第4号)」でございます。

この補正は、全国的な第4波や宮崎市を中心とする県内の感染拡大を踏まえた緊急的な感染症対策に係る経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で46億5,998万2,000円の増額であります。

この補正予算の歳入財源は、国庫支出金46億2,390万7,000円、諸収入3,511万2,000円、繰入金96万3,000円であります。

次に、議案第2号「令和3年度一般会計補正予算(第5号)」でございます。

この補正は、新型コロナウイルス感染症対策に関する都城市と三股町の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金及びその影響を受ける飲食関連事業者等への支援に要する経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で7億3,578万2,000円の増額であります。

この補正予算の歳入財源は、全額国庫支出金

となっております。

これら2件の補正予算案による補正額は合わせて53億9,576万4,000円であり、一般会計の予算規模は6,379億1,414万6,000円となります。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳出の款別一覧であります。まず、議案第1号の列につきまして、款別に主なものを申し上げますと、1行目の総務費につきましては、国文祭・芸文祭に係る来県者や仕事・帰省など県外との往來を行う県民等の県境をまたいだ移動に当たっての安心を確保するため、帰県・来県時のPCR検査を支援するための経費を計上しております。

その下の衛生費は、県内における高齢者へのワクチン接種を早期に完了するため、休日に個別接種を行う医療機関に対する支援や集団接種会場で接種を行う医療従事者等に対する支援など、市町村のワクチン接種に係る実施体制を強化するとともに、県による広域的な集団接種の実施に要する経費などを計上しております。

その下の商工費は、県独自の緊急事態宣言による行動要請に伴う影響を受けております県内全域における全ての業種の中小企業や小規模事業者に対し、支援金を支給するための経費などを計上しております。

その下の教育費は、全九州高校総体に参加する県内の選手等の県境をまたいだ移動に当たっての安心を確保するため、当該選手等に対してPCR検査を行うための経費を計上しております。

その右側の議案第2号の列につきましては、款別に申し上げますと、2行目の衛生費につきまして、都城市と三股町における5月21日から6月10日までの飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、市・町と連携して協力金を支給す

るための経費を計上しており、その影響を受ける飲食関連事業者等を支援するための経費を、その下の商工費に計上しております。

予算案の概要については、以上であります。

なお、議案の詳細につきましては、財政課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明の全てが終了した後をお願いいたします。

○石田財政課長 委員会資料の3ページからお願いをいたします。

議案第1号及び議案第2号の歳入の予算について御説明を申し上げたいと思います。

まず、(1)の総括でございます。表の左から3列目、太枠で囲んでおりますところの議案第1号の欄をお願いいたします。

まず、自主財源であります。繰入金が96万3,000円、諸収入が3,511万2,000円、中ほど少し下にあります依存財源でございますけれども、国庫支出金が46億2,390万7,000円のいずれも増となっております。

次に、同じ太枠内の議案第2号でございます。こちらは依存財源のうち全て国庫支出金となっております。7億3,578万2,000円の増となっております。

これらの補正による歳入合計でございますが、両議案合わせまして53億9,576万4,000円となっております。補正後の一般会計の予算規模、補正後の欄の一番下でございますとおり、6,379億1,414万6,000円となっております。

続きまして4ページをお願いいたします。

歳入の科目別の概要を簡単に御説明申し上げます。

ます。

まず、一番上の繰入金でございます。議案第1号におきまして、96万3,000円の増額となっております。

この内容でございますけれども、PCR検査のための試薬を購入する経費のうち、半分は国で負担をいただきますが、残り半分は法定の県費負担部分と定められておりますことから、この一般財源の所要額について県の貯金に当たります財政調整積立金から取り崩すものでございます。

次に、2段目の諸収入であります。議案第1号におきまして3,511万2,000円の増額となっております。

ワクチンの接種は市町村の事務というところで、そのワクチン接種に係る国費については、市町村に配分されることとなっております。今回接種を早期に完了させるために県が広域的な集団接種を実施するに当たりまして、県と市町村との役割分担の中で、その一部を市町村から県に受入れるというところで、この諸収入というものは立っております。

次に、一番下の国庫支出金でございます。議案第1号におきまして、46億2,390万7,000円の増額となっております。その主なものでございます。

まず、二重丸の1つ目に書いております国庫負担金ですが、1億132万2,000円の増額となっております。ワクチン接種に係る啓発相談事業などに係る事業費として国庫負担金を受入れることに伴う増額でございます。

次に、二重丸、2つ目の国庫補助金でございます。45億2,258万5,000円の増額となっております。

まず、総務費国庫補助金につきましては、新

型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金——これは内閣府が所管しているものでありますけれども、これでございます。

先ほど政策の委員会で説明を申し上げました県境を往来のPCR検査支援ですとか、それから市町村のワクチン接種に係る実施体制の強化などに係る財源として活用することに伴う増額でございます。

次に、衛生費の国庫補助金につきましては、自宅療養者に対する健康観察体制確保などに係る事業費といたしまして、緊急包括支援交付金——これは厚労省の所管でございますけれども、それを受入れることによる増額でございます。

次に、商工費国庫補助金につきましては、県内の宿泊事業者における感染症対策に資する物品の整備ですとか、新たな観光需要を取り込むための取組の支援に係る補助金——これは国交省の観光庁の所管ですけれども、これを受け入れることによる増額となっております。

続きまして、議案第2号につきましては、金額、総務費国庫補助金となっております、財源は、新型コロナ対応の地方創生臨時交付金となっております。

都城市及び三股町の飲食店等に対する営業時間短縮要請に関連する事業の財源とするための増額でございます。

歳入の予算につきましては、以上でございます。

続きまして、5ページ目をお願いいたします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、御報告を申し上げます。

「令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」でございますが、新型コロナに関する宮崎市の飲食店等に対する営業時間短縮要請等に伴う協力金及びその影響を受ける飲食関連事業者

等への支援に係る補正について、令和3年5月4日付で専決処分をしたものでございます。

まず、1の歳入でございますけれども、国庫支出金が23億7,201万2,000円となっております。

2、歳出でございますが、衛生費で宮崎市の飲食店等に対する5月3日から23日までの分の営業時間短縮要請に伴い要請に応じていただいた店舗ごとに期間、売上高等に応じて協力金を支給するための経費として、22億4,181万円を計上してございます。

次に、商工費につきましては、この飲食店等への営業時間短縮要請の影響を大きく受ける飲食関連事業者に対し、1事業者当たり10万円を支給するための経費として1億3,020万2,000円を計上しております。

これらの事業に係る補正予算の総額は、23億7,201万2,000円となっております、地方自治法の規定に基づき議会報告を申し上げ、その承認を求めるものでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○井上委員 ワクチン接種の加速化についてお聞きしたいんですけど、予算としてこれだけ上げていただくというのは大変いいことだと思うんです。県はこういう考えを持っていて、予算もつけてこれだけやりますよとなっているんですけど、それに対する市町村の受け止めと、それから県が別にするやつというの関係というか、それはどんなのになっている。

○石田財政課長 ワクチンの接種につきましては、今、市町村が一義的に住民に対するワクチン接種に取り組んでいただいております。

去る4月の終わりに県市町村連携推進会議を開催した際に、県の26市町村長から、ぜひこの

ワクチン接種に係る県の支援をお願いしたい。特に医療人材の確保ですとか、あとは接種に係る中山間地域とか僻地における接種について、県の支援を頂きたいという市町村からのお声がありましたので、今回、緊急対策という形で、こういう予算に結実している部分もございます。

そういった意味では、今、委員より御指摘いただきましたように、県と市町村の特にワクチン接種について綿密に状況の共有を図りましたり、あるいは必要な支援の分析等を行って、連日、福祉保健部を中心にそういったやり取りをしているところでございます。

それから、御指摘いただきました県で行う集団接種の部分と、それから市町村が実施する個別接種とか集団接種のすみ分け、役割分担という点でございます。

まずは、市町村において個別接種、集団接種を今進めていただいているところなんですけれども、県内の地域によっては、なかなか地域の医療人材の関係等々で厳しいというようなお声があります。

そういった中で市町村等の要望ですとか地域の実情に沿って、県がそこをサポートしたり、あるいは補完するという全体的な考え方の下、県で集団接種を行うというような方向性で考えております。ここも県は県でこうやって、市町村は市町村でこうやってとならないように、希望する高齢者の方にいち早くワクチン接種が届くようにしっかり連携をして情報共有を図りながら、またどういう観点でやるのが県として公平、さらに広域団体としての役割を果たせるかという観点から調整をしていく必要があるかと考えております。

○井上委員 国も今、ここには物すごく追い込みをかけているというか、そういう意味で言う

と、ここをきちんとやり遂げることができるかどうかというのは、大変重要なところに来ていると思うんですね。

この予算で足りるものなのかどうなのか、ちょっと分からないのは、業種的には医療機関の中に入っているけれども、そうじゃない人たちがここにどんどん関わってこないといけないとなると、うちの福祉保健部だけで、その対応ができるのかという問題点と、国はそういう意味で言うと、法的なところはクリアしてくると思うんですけども、その辺りを県がきちんとやれるのか。あと市町村との関係をうまくやれるのか。

そして、ワクチンの取扱いの方法とかも含めて、今回の補正で上がっている事業所分全体が、今後のワクチン接種も含めてコロナ対策の大きな部分を占めているので、ここがきちんとやれるかどうか。そのメッセージをまたきちんと出せるのかどうかというのが、大変重要になってきているのではないかなと思うんですね。

今回の事業そのものの一つ一つは大変重要な事業なので、これを政策的なこととして県がどれだけメッセージできて、市町村がそれに答え得るような体制を持っているのかというのが、ちょっと気がかりなんですけれど、その辺りは。

○石田財政課長 御指摘いただきましたように、国、県、それから市町村がそれぞれ役割を果たしていくことが大事だろうと思っております。

一点には、まず医師だけでなく接種に係る人材というところで、歯科医師ですとか、またそれ以外の師業の方といった検討も国のほうで行われております。

委員のおっしゃったように、国にはその法令の基準ですとか、そういったものを特例的に

認めていただいて、そこをしっかりと県市町村で対応していく。今回の予算でお願いしております中でも、県の歯科医師会、あるいは薬剤師会との関係団体とも連携をして進めていくための予算もお願いしているところでもあります。

これが国のほうで、順次拡充されていけば、それにしっかりキャッチアップをして対応していくことが必要ですし、また国と市町村とをつなぐ県の役割として、おっしゃったように広域団体としての役割、それからそういった部分をしっかりサポートしていく役割というのが非常に大事だと思っております。

福祉保健部を中心にワクチン接種に係る市町村支援班というところ、それから日隈副知事をトップとする特命チームというところで、順次体制を強化しているところでもあります。

また、市町村からの御意見もしっかりお伺いをして、そういった体制を整えていきますのと、こういった一旦の予算措置を今回本議会でお願しておりますが、さらにそういった分についてどういう形で対応していけるのか、また県民の期待も大変高うございますので、そういったところにしっかり対応していくために、今後もよく情報も取って対応していくことが大事だと考えております。

○井上委員 今は働き方改革とかも一生懸命やられているんですけど、今回のコロナ対策のことについては、自治体の職員の人たちが大変苦勞している。そしていわゆる過勞死のレッドラインまで、それを超えている人たちが非常に多いと報道されているわけです。

今回の事業組立ての中で、そういうことについての議論というのは全くなくて、今自治体で雇用されたいという人たちが結構いるわけですから、そういう意味で言うと、そのことについ

での議論は全くなくて、この状態だったんですか。

○石田財政課長 今回の中で、おっしゃったように、県でも保健所の保健師ですとか、現場サイドが感染が急拡大しますと業務が大変煩忙になるという現状がございます。

そういった中で自宅療養の方が、例えば100人とか200人とかになりますと、今保健所の保健師をはじめとするスタッフが、そういった自宅療養者にお電話をしたり、直接お伺いをしたり、問診をしておりますけれども、なかなか追いつかなかったり、あるいは療養者の方が変異株で急変するというような話もございますので、今回の補正の中でもお願いしております自宅療養者の健康観察ですとか、あるいは食料をお届けするといったところを、例えば関係機関と連携した形で少しでも現場サイドの保健師の負担を減らし、どちらかと言うと感染の経路を追ったり、本来業務にしっかり対応できるような形の例えば働き方といいますか、今現場で逼迫しているそういった労働のリソースを振り向けるような予算の一つはしているところでございます。

また、保健所に限らず、市町村も含め、それからこういった県の行政機関も含め、いろんな形で負荷がかかっていることはたしかでございますので、そういったところを全体としてどうサポートしていくか。例えばワクチン接種でもぜひ協力したいといった関係団体の方もいろいろいらっしゃると思いますので、どういう形で速やかに進めていけるか、よく議論をしてまいりたいと考えております。

○田口委員 県民からよく聞かれてうまく答えられないところがあるので教えていただきたいのですが、今回県は県独自の非常事態宣言にし

ましたが、よく聞かれるのが何で蔓延防止等重点措置にしなかったんですかと聞かれるんです。その状況を教えてください。

○石田財政課長 一つには、県独自の緊急事態宣言と国の予定している蔓延防止等重点措置が実行性の面では、ほぼ同じではないかと我々としては考えています。

と申しますのも、国の蔓延等重点措置の適用になりますと、飲食店に対する時短要請に関する部分ですとか、そういったところで強化はされる部分はあるんですけども、宮崎県の場合、これまでの経験から例えば全県で飲食店に関する時短要請とか、県民の方への要請等を行ってきている中で、ありがたいことに県民の方は御協力をいただいて沈静化できているところもございます。

例えば飲食店の方で、そういったものを守らずにというか要請に従わず、要請に従わないということも当然権利はあるんだと思いますけれども、そういった部分で実質的に同じ効果があると考えての一つでございます。

もう一点は、国に対する蔓延防止等の要請あるいは国の緊急事態宣言の要請となりますと、やはり調整等に時間を要するという点がございます。国のほうでも、各都道府県がまず各自治体において対応いただいて、その上で国のほうの措置を発動するかどうか、あるいは国の感染症の審議会、専門家を踏まえた分科会等で分析をした上で指定という段になりますので、そうなりますと、それこそ1週間とか一定の期間がかかる。

さらには要請をしたからといって、県の状況によっては、実際に指定はされないということも考えられるといったところで、まず県において、ぎゅっと機動的に対応するために、今回緊

急事態宣言ということをお願いしているところでございます。

国のほうでも、一定の時間がかかるということについては多分2つほどございまして、一つは専門的な知見を図るということが一つと、あとはやはり国のほうにも財源制約がある中で、なかなか全国的にそういったものをかけるのに慎重であられるところもあろうかなと思っております。

ここは我々ももどかしい思いをしているところなんですけれども、やれることをできるだけ速やかに、この感染症というのは本当に1日、2日を争うような対応が迫られるものですから、そういった対応になっているというのが実情でございます。

○田口委員 今の話ですと、どちらにしても県民に対する支援額とか支援対象ということは変わらないと見ていいんですか、県民に対して不利益はないのか。

○石田財政課長 実質的な不利益はないと考えております。と申しますのも、時短等に伴う協力金の支給額等と、それについては基本的には変わりはないと考えておりますし、むしろ罰則といいますか、行政罰といいますか、そういったところでの厳密な違いはあろうかと思っておりますが、ただ、感染症対策をしっかりと行うということが最終的な目的でございますので、そういった意味では、まずそこが大事なかと。

さらに県内でも熊本県ですとか、福岡県みたいにさらに状況が悪化するといった場合には、当然そこは間断なく、躊躇なくそういった蔓延防止等措置等あるいは国の緊急事態宣言等について、国に要請を行っていくということも当然だと思っておりますし、実質的に国と調整等は事前に行っておるところでございますので、そこ

はそういった状況に応じて的確に対応していく必要があると考えております。

○田口委員 分かりました。

○星原委員 この3ページにある変異株拡大への対応の、自宅療養者に対する健康観察体制確保事業、このような事業があるみたいで、その最後のほうに食料や生活用品を配布するための経費と書いてあるんですが、実は以前に地元でおばあちゃんと夫婦、そして子供5人が陽性になって、それで自宅療養をとということだったんですが、結局この食料や生活用品の配布してくれる人がいないので、要するに自分の近くのお店に行く。しかし、コロナに感染したことが分かっていますから、なかなか買い物に行けない。違う地域に行って買い物をしているんだけど、そういうふうになっちゃうと、今度違うところにこういう形があるんで、この食料や生活用品のこういうのを何とかならないのかと相談を向けられることがあったんです。その時点ではこういう形のものはないんですけど。

今改めて、これを見て、こういう形で市町村がやるのかどこかに委託するのかは分かりませんが、今後はやっぱりこういう形で市町村が対応してくれるんですかね。

○石田財政課長 委員の御指摘のとおり、県内でも自宅療養の方が増えておられる中で、例えば食料等を持ってきてくれる親戚の方とか御友人の方がいらっしゃればいいんですけども、やっぱりなかなか知られたくないですとか、あるいは近所のスーパー等に買いに行くにしても、もう陽性というのが分かっている中で出づらいという、そういった切実な実情の声もございました。そういった中で今回この事業をお願いしているところでございます。

この事業の具体的な運用に当たりましては、

県の保健所がそういった自宅療養者の方を把握しておりますので、例えば民間のAコープさんとか、あるいはクロネコヤマトさんとか、そういったスーパーとか配送業者と連携をしまして、そういった方にほかの方から分からないような形でうまく工夫をして1週間分の食料だとか生活用品だとか、そういったものをお届けするような、罹患されている方の人権ですとかあるいはプライバシーに配慮する形で、こういったものをお届けするような形での仕組みをつくりたいと考えております。

○星原委員 そのときに言われたのが、病院に入院すると全て対応していただけるのに、在宅療養だから全て自分たちでそういうことまで、経費まで負担しなくちゃいけない、そういう相談だったんです。今回はこういうのができれば、随分また助かるんじゃないかな、自宅療養でも安心して。

もう一点が、ついこの前の相談なんですけど、都城市の直接の経営者じゃないので、細かいことまでは私も分からないのですが、知り合いから電話をもらったんですけど、スナックで陽性の人が出たということで、従業員と本人、それぞれ検査したら陰性だった。ただ、保健所から2週間休んでくださいと言われたと。

だから、今回都城市で22日から10日までですかね、その範囲は入るわけですけど、この間、5月5日か6日だったと思うんですけど、その頃にそういうのがあって、2週間休むと生活が厳しいとこれまでも1年、いろんな形でやってきた上に、それを守る補償みたいなのは何とかならないんですかという相談だったんですけども、今の時点ではやはり厳しいわねと話はおつたんです。

結局もらい火事と一緒に、その場合は広島か

ら来た人は陽性者で、その人が若い人だったと思うんですけど、友達と遊んで、その友達が店に来ているわけですよ。入店時はマスクとかちゃんとしているんですけど、もうその人に感染していたんでしょうね。

だから、今度その関係で店に来ていた人とか、店の経営者の人たち、みんな検査して陰性だったから助かったんだけど、2週間も店を閉めなさいという、それに対して何らかの無いんですかということはあるんですけど、こういう事案というのはいろんなところで起きているんじゃないかなと。

要するに、本人がどこかの店から持ってきた場合と、そうでないのかが分からないで、その時点ではまだ全て守っていても、実際そこに来たのを接触者、その店ということで、休みを、二、三日とか四、五日ならまだいいんですけど、2週間と言われるともう月半分ですから、これまでも経営がある、お客さんがいない中で大変なんですよという相談だったんです。

こういうところにも多少何らかの方法が、原因というのがどういう形で陽性者が来たのか、店側の責任なのか、知らずにそういう形で来て、結果としてはそういうことで、ほかの人にはうつってはいなかったけれども、店の人も休みをと言われたということなんです。これ2週間守るんですが、中には5日とか10日とかという話もあったりするんですけど、保健所が2週間と言ったのはやっぱり何らかの根拠があるのかなと思うんですが。

そういうのと一緒にやっぱり実際になった人たちのそういういろんな思い、それぞれに違うと思うんですよ。その辺の対応の仕方をきちっと県と市町村とか、あるいは県であれば保健所あたりの説明の中でも、そういう先ほどの買い

物の件も保健所に相談しても何ら回答はもらえなかったみたいなんです。

やっぱりもう少しその辺の県民の皆さん方が不安に思っていたり、実際なった方々にそれぞれで中身が違うと思うんで、ある程度どこにそういう相談ごとに乗ってもらえるところに、電話なりできるような相談コーナーというか、そういうのはつくっていないんですかね。

○石田財政課長 今の委員のお話ですと、まさに県の保健所のほうから、その防疫上といいますか感染症対策の観点からお店に営業を控えていただけませんかというようなことを多分お願いしているんだろうと思います。

そういった部分について、どういった支援ができるか、あるいはおっしゃったきめ細かな相談体制と申しますか、県内でもこれだけ感染者出ている中で、自分が感染していなくてもそういった自分のお店で、そういった感染者が出ておられて、自分は感染防止対策をしていたのに、そういったところに関われる方もいらっしゃると思います。

そういったところについてどういった支援が、またきめ細かくできるか、そこをまた速やかに検討してまいりたいと思っております。

相談の関係で申しますと、例えばワクチンの接種に係る相談のコールセンターですとか、あるいはこういった事業継続の支援金等に係る相談窓口等とは整備をしておるんですが、おっしゃったようないろんな形があるかと思えますので、そういったものをどういった形で受け止めていくのか。あるいは保健所の体制としても、お願いばかりして、なかなかそういった実情に応じたきめ細かな対応がもしできていないとすれば、そういった体制の強化の部分とか、相談体制の部分についてもしっかり検討してま

いりたいと考えております。

○星原委員 もう一点、今ワクチン接種が始まっているので、全ての県民のワクチン接種が終われば、ある程度収束に近い感じになるのかなと思うんですよね。そうした場合に、多分年内で宮崎県の場合がどこまでいくのかなと思っているのですが。

そういう中で今までコロナとの対策の形で1年以上たってきている中で、結局発生した事後のことに対してどうする、飲食業どうするとかをどうするとか関連の人たちを、そういう対応の仕方なんですけれど、今回国文祭なんかでPCR検査をやるという、そういうやっぱり防疫のほうにもう少し力を入れる。先ほど聞いたらPCR検査1件3,000円ぐらいだというなら、県外に行って帰ってきた人とか、あるいは感染者が多い地域から来た県外の方は、なるべくそういうことでPCR検査を受けるような方法を、もう少し積極的に金かけてやったほうがいいのでは。

あと事業者あるいは飲食業に対しての補償について、私の周りでも何人か辞めたとか、この1年以上の間にいるわけですけども、そういう人たちを防ぐためには、こういうPCR検査を——今回の都城市と三股町の施設の関係者2,000名にということなんですけれども——やっぱりもう少し事前にやることができると、より皆さんが安心するんじゃないかなと思うんですよ。

多分、国からの事業が、そういうことにしか使えないというのがあって、そういう形だとすれば、逆に宮崎県として検査費用に先に場所によっては、車で来て検査とかやっていますよね。

だから、防疫というか事前の対応にもう少し力を入れてもいいんじゃないかなとずっと思っ

ていたんですが、その辺はどうなんですか。

○石田財政課長 御指摘いただいていますとおり、そういった積極的な医学措置といいますか防疫措置を取っていくことは非常に重要だと思っております。

また、おっしゃったように、徐々にワクチンの接種者が県内でも増えてまいりますので、それに併せてしっかり前向きな事前のそういった措置、あるいは感染症に強い社会制度をどうつくっていくかという視点が非常に大事だろうと思っております。

今回、都城市、三股町で高齢者向けの施設のところ、かなり広範囲にわたる調査あるいは今お願いしております県外往来の、これは我々がビジネスで行く場合に使えますので、広くこういったものを県民の方に使っていただくという中で、さらにこういった形でそういったものを広げていくか、これまでの経験を踏まえて、少し前向きな部分でどう対応できるかというのをしっかりまた考えてまいりたいと思います。

○星原委員 今日、知事も最後に話の中で亡くなられた方の家族の話とか、胸を打たれたような話を受けたんですけど、そうなる前に、原因というのは——始めが去年3月4日からだったら3か月ぐらいで分からないんならだけど、もう1年以上たっているわけで、そういう中でどういうのが原因だって、これはもうちょっと事前に検査でもいろんなことをやっておけば防げたんじゃないかなと、クラスターまでいかなかったんじゃないかなというようなものもあると私は思うんですよ。

それと我々は人数だけは教えてもらっていますけれど、こういうことで今回のクラスターが発生したというぐらいは報道を通じてでも教えて、関係する人たちが、うちもクラスターと同

じょうなことをやっているということであれば、そういうことで職員なり、社員なりいろんな話をして、そうならないための努力をそれぞれでしてもらおうとか。

結局、自粛要請だけは言ってあっても、何が原因でそうなっているかというあたりを知って、関係する人たちがやっぱり話の中で、それぞれの場所で同じようなことをうちでは繰り返さんというようなことまで、もう少しそういう防ぐ方法についていろいろ研究したり、あるいはやり方を指示したり、指導したり、そこら辺までいかないと無理なのかなと思いますので、そういうことも検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○石田財政課長 御指摘のとおり、この1年でいろんな知見もたまってきておりますし、おっしゃったようにPCR検査等も民間の参入等で費用が少し低廉になってきたりしておりますので、そういったところをしっかりと前向きに捉えてやっていく必要があると思います。ありがとうございます。

○安田副委員長 4月に日向市と東臼杵郡医療圏内がそれこそ赤圏域ということで、東臼杵郡内は大変な状況に置かれたんですけれども、日向市だけが時短営業になって、ほかの周りの門川町なんかは同じ生活圏内にありながら時短営業は受けられなかった。福祉保健部のほうで大分議論はされたというところでありまして、門川町の飲食業者を連れて町長のほうに要望書を提出させていただいたんですが、ナイスタイミングでこの事業が出てきてよかったなと思っていますんですけれども。

昨年の今頃、事業継続のための給付金か何かが出たですね、75%削減された事業者に向けて。あれとの兼ね合いで、今度の10万円の補償

は、どのぐらいの事業者が対象になると予想しているのか、分かれば教えてください。

○石田財政課長 今回の事業につきましては、経済センサス等のデータで県内に中小企業、小規模事業者の方が大体5万事業者いらっしゃるというものがございます。このうち5分の1になります1万者の方がこの50%の減収というところで見込んでおります。

これについても、なかなか正確にどれぐらいがというのは難しいところもあるんですけれども、直近で商工会議所連合会と商工会連合会のほうで事業者のアンケート等を取っていただいておりますので、そういったもののデータを分析しながら、差し当たり今1万者というところで積算をしております。

できるだけ速やかにこういった相談の窓口の開設と支給を図ってまいりたいと思っておりますけれども、ちょっと状況を見ながら、また6月の定例会等でどういった追加の対策とか、そういったのが必要なのか、よく分析をしていくことが大事かなと思っております。

○安田副委員長 それこそ5月の門川町あたりの要望を町長にした後に、延岡市あたりの団体であったりが出てきたタイミングで、すごく助かった支援金でありますので、本当に困っている業者の方に行き渡るようによろしくお願いを申し上げます。

○石田財政課長 おっしゃるように、地域の実情に応じた形で、しっかり対応してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○安田副委員長 ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして、総務部を終了いたします。執行部の皆

様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午後1時2分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 特にないようですので、採決を行います。

採決につきましては議案ごとがよろしいか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認とすべきものと決定をいたしました。

次に委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時4分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、本日の委員会を終了いたします。

午後1時4分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 西 村 賢